

## 議案第53号

### 養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について

養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

(養父市下水道条例の一部改正)

第1条 養父市下水道条例（平成16年養父市条例第253号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(排水設備等工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p>

(養父市給水条例の一部改正)

第2条 養父市給水条例（平成16年養父市条例第266号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。